

資料

『東日本大震災 岩手・宮城・福島
被災自治体職員の「こころの健康」調査概要』

「二次災害」をまねいている 被災自治体職員の実態

ここに掲載している『東日本大震災 岩手・
宮城・福島被災自治体職員の「こころの健康」
調査概要』（自治労二〇一二年五月調査・有

効回答数六二七四枚、回答組合数二八。八月
公表）は、労働安全衛生の立場からも貴重な
調査です。ここに概要の全文を載せるとも
に主な課題について紹介します。

多発している被災自治体職員への 被災住民からの職場暴力

労働安全衛生では、セクハラ・パワハラ・
第三者加害・クレーマーなど包括して人から
の被災を職場暴力としています。これは殴る
などの行為もそうですが、暴言や大きな声も
含まれます。この職場暴力が、被災地では著
しく多発していました。

「震災後の業務で、被災住民から職員の二

人に一人（四二・四％）が理不尽なクレーム
を受けた経験があり、三人に一人（三四・〇％）
が被災住民から暴言・暴力を受けた経験があ
る。これは極めて高い危険な状態です。

時間外労働が一年以上経っても 「増えた」「大幅に増えた」が 四割以上

一年以上経っても被災自治体職員の
四〇・一％が「震災前よりも時間外労働
が増えている」としています。その内の
十二・一％「大幅に増えた」としています。

放射性物質の健康影響への 「非常に不安」が二四・九％にも

放射線の健康影響を不安に感じている職員

は多く七一・八％、そのうち「非常に不安」
は二四・九％にもなっています。放射線に関
する情報提供も「提供されている」とした職
員も一七・七％に過ぎません。

福島県の被災自治体職員の半数以上が警戒
区域、計画的避難区域での業務を行っていま
すが、この有害な業務を行った職員のうち、
「適切な防護対策が講じられている」とした
職員はわずか一八・一％のみです。また「講
じられていない」とした職員数は八一・九％
にもなっています。

問われている被災自治体職員の 安全配慮義務

これらの有害・危険労働と長時間の過重労働が
強いられている被災職員のストレスは高く、
メンタルヘルス対策も必要とされています。
被災自治体職員の労働実態に対しては、事業
者としての自治体側の安全配慮義務が果たさ
れていたとは言えません。この状況は、被災
職員の「二次災害」をまねいていますので、
早急な対応が必要です。

また、今後の防災と復興における自治体職
員の対応も労働安全衛生の立場からの見直し
が問われています。

（鈴木 清）